

平成23年度事業報告

一、水先人の品位保持に関する事業

(一) 海難防止対策

1. 安全研修

水先業務運営の適確化を図る自主的な取組みの一環として、全水先人が5年毎に受講することとしている安全研修を開催して研鑽を図った。

平成23年度も前年度と同様、「水先人に求められる意識と能力」を主テーマとして次のとおり実施した。

・内容（各回共通）

- －海難事故における水先人の責任に関する講義（講師：中村弁護士）
- －BRM教材を用いた海難防止に関する討論及び事例研究

・期日及び受講者数

- －神戸市 平成23年7月14～15日 35人
- －名古屋市 〃 7月27～28日 40人
- －横浜市 〃 8月9～10日 39人

合計受講者数 114人

2. 新人研修

BRMの重要性に鑑み、水先人免許を受けて1年目の水先人を対象として、上記安全研修プログラムを活用した新人研修を実施した。

平成23年度に初めて誕生した三級水先人に対する新人研修は、対象者が一級水先人と比較して若年層であること、更には船員経験・知識が十分でないことを考慮し、次の内容に「社会人としての心構えやコンプライアンス等」に関する事項を含めて実施した。

・内容

- －前任水先人からの海難事故防止に関する実務的アドバイス
- －BRM教材を用いた海難防止に関する討論及び事例研究

・期日及び場所

- －一級水先人（31人）：平成23年5月17～18日 於：連合会
- －三級水先人（16人）： 〃 8月30～31日 〃

3. 危険遭遇体験の共有と有効利用（PSRS）

水先人個人が経験したヒヤリハット情報を収集分析し、問題点と解決策を抽出

することで、水先人の業務及び水先人会における海難防止対策の検討の参考に資することを目的としたシステムで、日本ヒューマンファクター研究所に委託して実施している。平成23年度も、本システムにより得られた貴重な情報について、日本ヒューマンファクター研究所による「安全の考え方」を付記したPSSRニュースを会報に掲載して水先人及び水先人会の参考に供したほか、新人研修や安全研修における事例研究等の参考として有効利用した。

4. こませ網対策

内海水先区では、平成21年から航路外又は反対航路の航行（避航）の取り止めなど法令遵守を柱とした安全対策の徹底を進めているが、23年も継続して実施した結果、備讃瀬戸東部水域において、こませ網操業に関連した海難事故の発生はなかった。また、西部水域経由の船舶が増加したため、東部水域で航路入航の一時見合せなど運航調整を行った事例は、22年の62件から48件に減少した。

平成24年も、内海水先人会が現地関係者による各種会合やマーチスとの協議を進めて安全対策をまとめた上、海事6団体による海上保安庁（六管本部、高松保安部を含む）への陳情及び水産庁と香川県水産課への現状説明（3月に実施）を行い、状況の改善推進に努めた。

5. 海難速報及び事故再発防止対策書の見直し

できる限り速やか（海難事故発生後6時間以内を目途）に連合会宛通知が可能になるよう、従来の速報様式を簡略化する一方、同様式で省略した事項を事故再発防止対策書に追加した。

（二）水先人の乗下船の安全対策

1. 乗下船安全キャンペーン

平成23年6月27日～7月1日の5日間、水先人自身の安全対策を強化すると共に、水先人用乗下船設備及びその運用に関する船舶乗組員の理解を深める目的で、各船舶の設備とその運用状況を水先人がSOLAS規則及びIMO勧告に基づいてチェックする安全キャンペーンを実施した。

上記期間中にチェックを実施した船舶は総計626隻（22年度は598隻）で、設備及び運用に関する何らかの欠陥の指摘があった船舶は2.2%（2.2%）、重大な欠陥の指摘があった船舶は0.2%（0.8%）となり、昨年度と比較して、欠陥率は横這い、責任ある職員の立会いなどの重大欠陥率は減少した。

平成3年に本キャンペーンを開始して以来、乗下船設備とその運用に関する理解が促進されて欠陥が徐々に減少してきたことから、平成24年度も継続してキャンペーンを実施して乗下船の危険に対する認識と乗下船設備に関する一層の理解促進を図ることとしている。

2. SOLAS規則の改正

IMPA（国際パイロット協会）がIMOに提出した水先人用乗下船設備に関する規則の改正案が平成22年11月の第88回MSC（海上安全委員会）で承認（同24年7月1日発効）され、関連勧告（A.1045（27））が平成23年11月の第27回IMO総会において決議された。

改正規則では、メカニカルパイロットホイストの使用が禁止（乗下船設備から除外）されるなど、従来から危険性を指摘してきた事項の改善が図られることから、水先人会及び水先人並びに船社・造船所など外部関係先への周知を行うため、「水先人用乗下船設備及びその運用」など関連資料の改訂・整備を進めた。

平成24年度は、上記資料を活用した説明会（東京及び神戸で各1回）を開催し、関係者の一層の理解を深めることとしている。

（三）水先人会の業務監査

1. 業務品質管理の実施

水先業務品質の維持向上を図るため、各水先人会においてはISO基準又はISOの考え方を取り入れて作成した連合会の業務品質管理基準に基く品質管理を進めており、その確実な実施を確保するための仕組みとして、各水先人会における定期的な内部監査及びISO審査機関又は本連合会による外部監査を実施している。

ISOの審査機関からISO9001の認証を取得している4水先人会については、各審査機関による監査報告書（写し）の提出を求めて運用状況の確認を行った。

連合会の基準に基づいて業務品質管理を進めている31水先人会については、水先人会内部監査報告書の提出を求めると共に、監査知識と経験を有する専門家に委託して水先人会への外部監査を実施し、概ね良好な評価を得た。

2. 業務品質管理基準の改正

31水先人会の外部監査を担当している監査員から、品質管理の運用の一層の効率向上を考慮した業務品質管理基準の見直し提案があり、内部監査の円滑

な実施に資するための手順書（例）の作成・追加など改正に関する検討を進めた。（基準の改正は、平成24年度第1回常任理事会で決議した。）

二、水先業務の適正かつ円滑な遂行に関する事業

（一）改正水先法に基づく対応

1. 新制度の定着に向けた取組み

（1）指名制の運用

①指名制度運用協議会

- ・本制度は、国土交通省交通政策審議会海事分科会船員部会の下に平成21年2月に設置された水先小委員会の検討事項であり、同年6月から22年9月末まで東京湾、伊勢三河湾、大阪湾及び内海各水先区で指名制トライアル事業が実施された。第7回水先小委員会（22年12月）において当該事業の結果が報告され、以後の方針として「運用に関する水先人とユーザーとの民間協議の場を設けること」が確認された。
- ・平成23年1月、関係水先区の代表水先人と船社代表による「指名制度運用協議会」を設置し、平成23年度は次の会合が開催された。水先側は、前年度に引き続き連合会に担当水先人（顧問）を置いて対応した。
 - － 4月11日 日本船社との第4回協議会
 - － 〃 外国船社との第2回協議会
 - － 8月2日 日本船社との第5回協議会
 - － 〃 外国船社との第3回協議会
 - － 11月21日 日本船社との第6回協議会
- ・上記の協議会では、日本船社及び外国船社からの要望事項とその検討状況に関する資料が整理され、特に、グループ指名に係る手続の簡素化対応については、各船社から一定の評価が得られた。
- ・日本船社からの要望事項である「個人指名の試験的運用や指名グループの細分化など指名制度の深度化」については、水先側から直ちに実施することが困難であることの課題を説明すると共に、これまでの双方の論点を確認された。

②グループ指名の運用状況

- ・指名制トライアル事業を実施した東京湾、伊勢三河湾、大阪湾及び内海の

4 水先区に加え、平成 23 年 4 月からは関門水先区の水先人が料金変更の届出や船社との事前指名契約締結を行い、グループ指名の運用が実施された。

- ・鹿島水先区も、平成 23 年 4 月から指名運用を開始する予定であったが、東日本大震災で同港が被災したために実施を見合わせ、24 年度の早い時期に開始する方向で進めている。

(2) 水先人の養成支援

①三級水先人（1 期生）の誕生

- ・平成 23 年 6 月 24 日、国土交通省による三級水先人免許の交付式が開催され、小野連合会会長及び関係水先人会会長の参列の下、三井副大臣から三級水先人 1 期生に免許が手交された。
- ・国土交通省は、三級水先人の定着に向け、海事局長名の 7 月 7 日付け文書により、当連合会、日本船主協会及び外国船舶協会に対して協力要請を行うと共に、積極的に水先人養成に関与する姿勢を示した。当連合会はその要請に基づき、新人実務研修の実施やそのフォローアップの状況について当局に報告した。

②三級水先人の新人実務研修

- ・平成 23 年 7 月 1 日、三級水先人がそれぞれ東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海及び関門水先区に入会し、関係水先人会においては、新人実務研修の実施体制（陸上研修・実船研修）の整備など定着に向けた諸対策を推進した。
- ・新人実務研修については、関係水先人会において具体的なプログラムを作成し、研修の進捗状況を確認しつつ、適宜、修正を進めながら実施し、国土交通省による現場視察も行われた。
- ・新人実務研修のうち、実船研修（二人乗り）の実施については、船主団体等（船協、外船協、外代協、日代協）に対して連合会から協力を要請した。

③三級水先人進級の仕組み

- ・三級水先人は、二年以上水先業務に従事すれば二級進級の要件を満たすことから、国土交通省からの要請もあり、水先業務研究委員会及び二級進級研究会（水先業務研究委員会の下部会合）において、基本的な進級の仕組みに関する次の検討を進めた。
 - －三級水先人が二級に進級する仕組み（二級試験、養成課程等）のあり方
 - －各等級水先人のキャリアパス
- ・今後、国土交通省や海技振興センターにおいて二級水先人養成（進級・新規）について検討が進められる予定であり、キャリアパスの提示を含め、

次のとおり対応することとした。

- －三級水先人の二級進級については、養成課程（6ヵ月）での教育内容や試験時期などについて当局と折衝を行う。
- －キャリアパスについては、当局ほか関係先及び水先人志望者に提示する。
- －新規二級水先人養成については、船社の意向を考慮しつつ、連合会から意見を提示できるよう検討を進めておく。

④水先業務説明会の実施

水先人後継者確保策の一環として、東京湾、大阪湾及び内海の3水先人会の協力を得て、次のとおり説明会を実施した。

・海技系大学3年生への説明会

－目的：水先人養成課程への進学を奨励

－対象、日時、場所

：東京海洋大学学生 平成23年10月29日（土） 東京湾水先人会

：神戸大学学生 " 10月29日（土） 内海水先人会

－概要

：水先制度（水先区、水先業務、水先免許）の概要、水先人の社会への貢献及び生き甲斐等についての説明、一級水先人からの講話

：水先艇又は曳船に便乗して入出港の操船状況を見学する現場体験

・海技系大学2年生への説明会

－目的：海技士（航海）資格の取得奨励並びに水先制度及び進路に関する説明

－対象、日時、場所

：東京海洋大学学生 平成24年1月17日（火） 東京海洋大学

：神戸大学学生 " 1月18日（水） 神戸大学

－概要

：水先制度の概要及び水先人としての進路についての説明、一級水先人からの水先業務等に関する講話

⑤水先人養成への協力

- ・水先人の養成支援団体である海技振興センター及び教育機関である登録水先人養成施設からの要請に基づき、連合会において次のとおり協力事業を実施した。

－水先人養成支援事業検討委員会等における意見具申

－水先人養成支援計画検討のための資料提供

－水先人養成教育に携わる講師水先人の態勢整備への協力

⑥三級水先人への支援

- ・三級水先人（1期生）は3月末に養成課程を修了して水先人試験を受験し、

7月（一部は11月）に関係水先人会に入会したが、この間、海技振興センターから次の支援が実施された。

- －養成課程修了から免許取得までの支援継続
- －水先業務を開業するために必要な資金の貸付

2. その他の新制度の運用状況

(1) 水先料金の上限認可・届出制

- ・平成24年2月10日、国土交通大臣から水先料に係る新たな自動認可額が公示され、同日、連合会から各水先人会に対し、本公示に関する通知を行った。

(2) 統合水先区における免許の限定解除

- ・統合水先区における免許の限定解除に係わる特例措置期間は、平成23年度末に終了し、連合会における支援事業も区切りをつけた。
- ・上記措置期間に関係水先区の275人の一級水先人が免許の限定解除を完了させ、安全を考慮した業務制限に基づいて順次、限定解除した水域の業務習熟を進めてきた。
- ・23年度において免許の限定解除者の約8割が業務習熟を完了し、順次、通し業務を実施しているとの報告がなされている。

(二) その他重要事項

1. ユーザー意見の反映

- ・ユーザー対応窓口（事務所、電話・FAX、電子メールによる受付）及び業務運営協議会においてユーザー意見を聴取し、関係水先人会に照会を行って回答し、また、必要に応じて関係委員会等における検討を行うなど、適切に対応した。
- ・業務運営協議会においては、例えば「統合水先区における限定解除免許を取得した水先人の業務習熟期間及び業務習熟完了予定」について質問があり、後日、関係水先人会に照会して回答した。

2. 水先人会会員構成の多様化対応

(1) 水先人の福利厚生・相互扶助のための検討

- ・等級別免許制の導入等により、水先人の経歴や年齢が多様化する方向にあ

り、水先人定着を図るためには組織的な対応が必要であり、その検討を行った。

- ・その一方、同業者による福利厚生・相互扶助事業を法人水先人会で実施することは困難であるため、各水先区においては、事業協同組合による対応など個別事情に応じた水先業務支援体制の仕組みに関する検討が進められており、連合会から適宜必要な情報提供を行った。

(2) 水先人の相談窓口の設置等

- ・水先人が悩み（メンタルヘルス、母性保護、セクハラ、パワハラなど）を抱いた場合にも安心して水先業務を継続できるよう、相談窓口の設置などの対応策について検討し、水先人会が個別事情に応じた体制整備を図るための参考に供した。

(3) 女性水先人の母性保護

- ・女性水先人の誕生に鑑み、関係水先人会において母性保護を考慮した就業体制の整備が図られるよう、考慮する標準的事項の整理検討を進めた。

(4) 水先人の業務制限

- ・水先人会会員構成の多様化対応の一環として、水先人の業務実施状況や健康状態に鑑み、水先人会が業務制限を含めた措置を実施できるよう、関連規定の整備に関する検討を進めた。

3. 東日本大震災の被災水先区支援

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地区の水先区（八戸、釜石、仙台湾、小名浜、鹿島）において甚大な被害が発生した。幸い水先人全員の無事は確認されたが、各水先区では港湾施設が被災し、個人事務所、水先人会事務所及び水先艇など業務用施設にも被害が発生したため、当面の生活基盤を確保し、水先業務実施体制の維持が図られるよう、全国の水先人及び水先人会の協力を得て、次の支援を実施した。

- ・義援金の募集及び贈呈
- ・連合会会費の減免
- ・災害復興支援
- ・業務用施設整備基金制度（海技振興センター）の弾力的運用

4. 水先実績集計ソフトの全面改訂

水先人会における水先実績集計や連合会へのデータ提供の合理化に資するために開発した水先実績集計ソフトに関し、多数の水先人会からの改善要望があったため、利便性と集計処理機能の向上を図るなど全面的に改訂して、関係水先人会に送付した。

三、関係機関との連絡調整及び広報に関する事業

(一) 国際関連事項

1. IMPA（国際パイロット協会）関連事項

- ・次のIMPA役員会に村瀬IMPA顧問（内海）が出席した。
 - －第66回役員会（23年6月）
 - －第67回役員会（24年2月）
- ・IMPAにおける主な検討議題は、水先業務における競争問題、ISPO（International Standard for maritime Pilot Organization：欧州水先団体が品質管理を目的に導入した管理手法）であった。

2. 海外水先制度調査

- ・平成23年度の標記調査は、諸般の事情から実施を見送った。

(二) 広報

1. 会報

会報「PILOT」を毎月発行し、PSRSニュースやPSニュースなどの海難防止情報、乗下船に関する安全情報、各水先区の近況情報及び海外における水先関連記事等を提供したほか、連合会の活動等を報告した。

2. ホームページの内容拡充

新たに水先業務に関する報道実績の紹介欄を設置すると共に、海事関係団体との相互リンクを推進した上、適宜、ニュース欄や公開情報の更新を行うなどホームページの内容充実に努めた。

3. 広報用ビデオの改訂及び新規制作

水先に関する啓蒙活動の推進を図るため、次の作業に着手した。

①広報用ビデオ「THE PILOT」の改訂

- ・三級水先人の誕生や通し業務の実施など最近の実態に合わせた内容に改訂

②新規ビデオの制作

- ・後継者確保に資するよう三級水先人を中心とした内容の新規ビデオの制作

4. 行動方針の策定

連合会の事業運営及び重要課題を内外にPRする趣旨で、「行動方針」を定めてホームページに掲載すると共に、会員に周知した。

四、監督及び連絡の体制整備に関する事業

(一) 綱紀委員会等

平成23年度の連合会における水先人会及び水先人の指導、連絡及び監督等に関する委員会等の開催状況は次のとおりである。

- ・不服審査会（0回）：対象事例なし
- ・綱紀委員会（0回）：同上
- ・安全管理会議（1回）
- ・安全管理特別会議（1回）

(二) 通信網の整備

連合会と水先人会間との通信連絡は、電子メール、電話ファックス及び宅配メール便により実施しているが、情報伝達の迅速化、省力化、低コスト化を図るため、引き続き電子メールの利用促進に努めた。

五、特別会計事業

(一) 養成支援拠出特別会計事業及び安全環境拠出特別会計事業

本会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる財団法人日本海事センターの水先人養成支援事業及び安全・環境に係る海事振興事業への協力事業であり、当初の計画に、東日本大震災の被災水先区対策を講じた上で実施した。

(二) 水先業務対策等特別会計事業

水先業務の効率化及び水先人会の業務運営を確保するため、次の事業を実施した。

- ・水先人会の会計監査を適確に実施するための支援事業
- ・水先業務の実施体制を維持するための水先人派遣支援事業（派遣水先人の交替）

(三) 水先区維持特別会計事業

社会経済活動等の影響により業務量が減少し、水先業務体制の維持に著しい困難を伴っている5水先区（水先人9人）に対して支援を実施した。

収支計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

単位：円

科目	一般会計	特別会計						内部取引消去	合計
		養成支援拠出	安全環境拠出	水先業務対策等	水先区維持	訴訟費用	林基金		
I. 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入	319,413,377	894,058,126	198,679,586	41,204	37,943,038	277,651	20,111	37,962,939	1,412,470,154
2. 事業活動支出									
(1)事業費支出	120,587,707	894,058,126	198,679,586	103,855,644	71,190,906				1,388,371,969
(2)管理費支出	170,515,474						210		170,515,684
(3)他会計への繰入金支出	37,943,038						19,901	37,962,939	0
事業活動支出計	329,046,219	894,058,126	198,679,586	103,855,644	71,190,906	0	20,111	37,962,939	1,558,887,653
事業活動収支差額	△ 9,632,842	0	0	△ 103,814,440	△ 33,247,868	277,651	0		△ 146,417,499
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入	20,347,200	0	0	0	0	0	0		20,347,200
2. 投資活動支出	30,613,570	0	0	0	0	0	0		30,613,570
投資活動収支差額	△ 10,266,370	0	0	0	0	0	0		△ 10,266,370
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入	0	0	0	0	0	0	0		0
2. 財務活動支出	0	0	0	0	0	0	0		0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0		0
当期収支差額	△ 19,899,212	0	0	△ 103,814,440	△ 33,247,868	277,651	0		△ 156,683,869
前期繰越収支差額	68,959,012	0	0	423,007,997	33,247,868	8,090,887	0		533,305,764
次期繰越収支差額	49,059,800	0	0	319,193,557	0	8,368,538	0		376,621,895

監査報告

(一) 公認会計士

- ・平成23年度における会計処理は適正であり、収支計算書は、決算の状況を正しく示していると認める。
- ・また、財務諸表についても、公益法人会計基準に準拠して適正に作成されており、財政状況を正しく示していると認める。

平成24年4月23日

公認会計士 松原克美

(二) 監事

1. 監査の概要

- ・理事会及び常任理事会への出席のほか、決裁文書の閲覧により、その執行状況を確認してきた。
- ・財務諸表等については、会計監査を行う公認会計士との連携を図り、監査を実施した。

2. 監査の結果

- ・連合会業務は、関係法令及び会則に則り、適正かつ円滑に運営されていると認める。
- ・財務諸表等についても、適正であることを認める。

平成24年5月23日

監事 須之内 康 幸

監事 岸 良 昭

監事 前 原 輝 幸

貸借対照表

平成24年3月31日現在

単位：円

科目	一般会計	特別会計						合計
		養成支援拠出	安全環境拠出	水先業務対策等	水先区維持	訴訟費用	林基金	
I 資産の部								
1. 流動資産								
(1) 現金預金	50,038,055	0	0	319,193,557	0	8,368,538	0	377,600,150
(2) その他流動資産	2,687,179							2,687,179
流動資産合計	52,725,234	0	0	319,193,557	0	8,368,538	0	380,287,329
2. 固定資産								
(1) 基本財産	1,506,365,671						25,000,000	1,531,365,671
(2) 特定資産	141,726,300							141,726,300
(3) その他固定資産	5,684,230							5,684,230
固定資産合計	1,653,776,201	0	0	0	0	0	25,000,000	1,678,776,201
資産合計	1,706,501,435	0	0	319,193,557	0	8,368,538	25,000,000	2,059,063,530
II 負債の部								
1. 流動負債	12,577,328	0	0	315,700,913	0	0	0	328,278,241
2. 固定負債	141,726,300	0	0	0	0	0	0	141,726,300
負債合計	154,303,628	0	0	315,700,913	0	0	0	470,004,541
III 正味財産の部								
1. 指定正味財産	1,508,291,700	0	0	0	0	0	25,000,000	1,533,291,700
(うち基本財産への充当額)	(1,506,365,671)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(25,000,000)	(1,531,365,671)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	43,906,107	0	0	3,492,644	0	8,368,538	0	55,767,289
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	1,552,197,807	0	0	3,492,644	0	8,368,538	25,000,000	1,589,058,989
負債及び正味財産合計	1,706,501,435	0	0	319,193,557	0	8,368,538	25,000,000	2,059,063,530

※
※

※流動負債のうち賞与引当金は、8,911,894円（前年度8,804,255円）

※固定負債のうち退職給付引当金は、141,726,300円（前年度139,916,800円）

財産目録

平成24年3月31日現在

単位：円

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金	377,600,150		
(2) その他流動資産	2,687,179		
流動資産合計		380,287,329	
2. 固定資産			
(1) 基本財産	1,531,365,671		
(2) 特定資産	141,726,300		
(3) その他の固定資産	5,684,230		
固定資産合計		1,678,776,201	
資産合計			2,059,063,530
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	328,278,241		
2. 固定負債			
固定負債合計	141,726,300		
負債合計		141,726,300	470,004,541
正味財産			1,589,058,989

正味財産増減計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

単位：円

科目	一般会計	特別会計					内部取引 消去	合計	
		養成支援拠出	安全環境拠出	水先業務対策等	水先区維持	訴訟費用			林基金
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益	319,413,377	894,058,126	198,679,586	103,896,848	37,943,038	277,651	20,111	37,962,939	1,516,325,798
(2) 経常費用									
①事業費	126,104,998	894,058,126	198,679,586	103,855,644	71,190,906				1,393,889,260
②管理費	168,115,899						210		168,116,109
③他会計への繰出額	37,943,038						19,901	37,962,939	0
経常費用計	332,163,935	894,058,126	198,679,586	103,855,644	71,190,906	0	20,111	37,962,939	1,562,005,369
当期経常増減額	△ 12,750,558	0	0	41,204	△ 33,247,868	277,651	0	0	△ 45,679,571
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用	101,648	0	0	0	0	0	0		101,648
当期経常外増減額	△ 101,648	0	0	0	0	0	0		△ 101,648
当期一般正味財産増減額	△ 12,852,206	0	0	41,204	△ 33,247,868	277,651	0		△ 45,781,219
一般正味財産期首残高	56,758,313	0	0	3,451,440	33,247,868	8,090,887	0		101,548,508
一般正味財産期末残高	43,906,107	0	0	3,492,644	0	8,368,538	0		55,767,289
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	49,397,915	0	0	0	0	0	0		49,397,915
指定正味財産期首残高	1,458,893,785	0	0	0	0	0	25,000,000		1,483,893,785
指定正味財産期末残高	1,508,291,700	0	0	0	0	0	25,000,000		1,533,291,700
III 正味財産期末残高	1,552,197,807	0	0	3,492,644	0	8,368,538	25,000,000		1,589,058,989

平成24年度事業計画

一、水先人の品位保持のための事業

水先人が水先業務の専門職業人として品位を保持するためには、水先業務運営の効率化、適確化及び船舶交通の安全確保等を継続して推進することにより、水先業務におけるより高い信頼性が得られるよう努めていくことが重要である。そのため、次の事業を実施することとする。

- ・船舶の航行安全、海難防止及び乗下船の安全確保並びに運航技術の向上に資するため、関連の調査及び資料の収集と整備を行う。
- ・品質管理小委員会を開催して、水先業務の安全確保等に関する諸事項について検討審議を行う。
- ・業務運営協議会及びユーザー対応委員会を開催して、水先業務の品質・サービスの向上に関する検討審議を行う。
- ・総会、理事会、常任理事会及び関係委員会の検討審議により決定された対応方針に沿って、水先人会に対する改善指導又は勧告を行う。

二、水先業務の適正かつ円滑な遂行のための事業

水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先業務体制に関する次の関連事業を行う。

- ・水先業務体制の整備・改善・合理化を図るため、必要な調査及び資料の整備を行う。
- ・水先業務研究委員会を開催して、水先業務体制に関する諸事項について検討審議を行う。
- ・総会、理事会、常任理事会及び関係委員会の検討審議により決定された方針に沿って、水先人会に対する改善指導又は勧告を行う。

三、関係機関との連絡調整及び広報に関する事業

水先制度及び業務に関する関係団体等との連絡調整、国際機関の会議への出席及び広報事業を行うこととする。

- ・水先業務に関する官公庁及び関係団体との折衝・調整を行い、関係委員会等における検討結果の水先人会への報告及び周知指導を行う。
- ・国際機関又は海外関係団体の会議において、水先に関する意見開陳及び情報交換を行う。
- ・ウェブサイト（ホームページ）により、水先制度、水先人の業務及び各地の水先人会に関する最新情報を関係者及び一般社会に常時提供する。
- ・水先人会及び水先人に対し水先業務に関する安全航行、海難防止及び操船

技術等の有用な情報を提供するため、会報を毎月発行して、水先人会及び水先人に配付する。

四、監督及び連絡の体制整備に関する事業

本会の調査・検討結果により策定された対応方針を水先人会に徹底すると共に、水先人会における水先業務体制の整備改善について監督又は指導を行うため次の事業を行うこととする。

- ・水先人の品位保持に関する事項について、必要な場合、綱紀委員会等を開催して審査を行い、水先人会又は水先人に対し必要な改善指導又は勧告を行う。
- ・水先人会における経理処理の適正化と明確化が求められていることから、水先人会が委託して実施する公認会計士による監査が円滑に実施されるよう会計基準に関する情報提供など必要な措置を講じる。
- ・水先人会、海事関係団体及び関係官庁との適確な連絡や通信を維持するため、引き続き I T 事務機器の合理化及び連絡体制の整備を進める。

五、特別会計事業

(一) 養成支援拠出特別会計事業及び安全環境拠出特別会計事業

- ・本会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる関係事業への協力を行う。

(二) 水先業務対策等特別会計事業

- ・水先業務の効率化及び水先人会の業務運営を確保するため派遣水先人の支援及び水先人監査の適確な実施に関する支援事業を行う。
- ・大規模災害により水先人及び水先人会が被災した場合においても、可能な限り水先業務の実施体制が維持できるよう、連合会としての支援の仕組みを検討する。

(三) 水先区維持特別会計事業

- ・水先業務量が少ないため、業務運営の維持が困難な水先人会に対し、水先業務を確実に提供できる体制を維持するために必要な支援を行う。

平成24年度収支予算書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

単位：円

科目	一般会計	特別会計						内部取引消去	合計
		養成支援拠出	安全環境拠出	水先業務対策等	水先区維持	訴訟費用	林基金		
I. 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入	316,128,500	900,000,000	200,000,000	75,095,000	50,550,000	325,600	10,000	△ 45,677,500	1,496,431,600
2. 事業活動支出									
(1) 事業費支出	133,445,000	900,000,000	200,000,000	9,852,500	50,550,000	0	500		1,293,848,000
(2) 管理費支出	180,565,000								180,565,000
(3) 他会計への繰入金支出	50,550,000						9,500	△ 45,677,500	4,882,000
事業活動支出計	364,560,000	900,000,000	200,000,000	9,852,500	50,550,000	0	10,000		1,524,972,500
事業活動収支差額	△ 48,431,500	0	0	65,242,500	0	325,600	0	△ 45,677,500	△ 28,540,900
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入	27,065,000								27,065,000
2. 投資活動支出	13,000,000								13,000,000
投資活動収支差額	14,065,000	0	0	0	0	0	0	0	14,065,000
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入	0								0
2. 財務活動支出	0								0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 予備費支出	10,784,000								10,784,000
当期収支差額	△ 45,150,500	0	0	65,242,500	0	325,600	0		20,417,600
前期繰越収支差額	45,150,500	0	0	319,193,557	0	8,370,000	0		372,714,057
次期繰越収支差額	0	0	0	384,436,057	0	8,695,600	0		393,131,657